

○社会保険料の変更をお願いします

社会保険の算定の結果は 9 月からの反映となりますので、社会保険料を変更するのは、翌月支払いの原則があることから「10 月支払い分の給与」からとなります(ただし会社独自に社会保険料控除のタイミングを変更している場合は除きます)。あおば事務所から算定によって決まった社会保険料一覧表(青色の用紙)を発送いたしましたので、新しい保険料への対応をお願いいたします。今回の社会保険料一覧表には厚生年金保険の料率変更も含まれておりますので、必ずご確認ください。

○社会保険でマイナンバーの運用が始まります

～マイナンバー法

平成 29 年 1 月から、社会保険(健康保険・厚生年金保険)においてマイナンバーの運用が開始されます。運用直前にもかかわらず行政からは取り扱いに関する指針等が示されていないため、当事務所では引き続き情報収集を行い、具体的な取り扱いなどがわかり次第改めてみなさまにご連絡させていただきます。

○被扶養者状況リスト(控)をあおば事務所までお送りください

～健康保険

協会けんぽ(全国健康保険協会)から健康保険に加入している事業主様に発送(6 月頃)されております「被扶養者状況リスト」につきまして、あおば事務所の登録データとの確認のため、事業主様控をお送りいただいております。まだお送りいただけていない顧問先様につきましてはお手数ではございますが、あおば事務所まで FAX 又はメールにてお送りくださいますようお願いいたします。

○最低賃金額が確定しました

～最低賃金法

平成 28 年の最低賃金が確定しました。埼玉県は 25 円引き上げの『845 円(10 月 1 日から)』、東京都も 25 円引き上げの『932 円(10 月 1 日から)』となります。

○社会保険の加入要件が一部変更 第 2 弾

～社会保険

あおば通信 9 月号にて社会保険の加入要件が下記のように変更になる事をお知らせいたしましたが、今回の要件の変更によって今までは加入しなくてもよかった社員が 10 月以降は加入手続きが必要になる場合があります。

変更後の社会保険の加入要件(平成 28 年 10 月～)

正社員に比べて『1 週間の所定労働時間 かつ 1 ヶ月の所定労働日数が 4 分の 3 以上』

例えば 正社員が「1 日 8 時間・週 5 日(月 21 日程度)」の会社で

パート社員が「1 日 5 時間・週 6 日(月 25 日程度)」働いている場合

■今まで(～平成 28 年 9 月 30 日)

・1 日 5 時間→3/4 未満 ・1 ヶ月 25 日→ 3/4 以上 …… 社会保険に加入する必要はありません

■これから(平成 28 年 10 月 1 日～)

・1 週 30 時間→3/4 以上 ・1 ヶ月 25 日→ 3/4 以上 …… **社会保険に加入する必要があります。**

上記の場合、今までは 1 日の所定労働時間が 3/4 未満だったため、社会保険に加入する必要はありませんでした。10 月 1 日以降は 1 週間の労働時間で見ることになり、ともに 3/4 以上となるため、社会保険に加入する必要があります。該当する社員がいる場合にはあおば事務所までご連絡ください。

○最新助成金情報 65 歳超雇用推進助成金(仮称)の創設

～助成金

今回はこれから新設が予定されている助成金のご紹介です。10 月～11 月の創設が予定されておりますが、現時点ではまだ詳細は発表されておられません。支給要件等の詳細がわかり次第改めてご案内いたします。

この助成金は 65 歳以上への定年の引上げなど、下記のうちのいずれかを実施した場合に受けることができます。

《助成金対象事業主》

(1) 65 歳への定年引上げ (2) 66 歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止 (3) 希望者全員を 66～69 歳の年齢まで継続雇用する制度を導入 (4) 希望者全員を 70 歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入

《支給額》 (1) 100 万円、(2) 120 万円、(3) 60 万円、(4) 80 万円

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定(いわゆる月変)に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。